令和7年度江津市社会福祉法人指導監査実施計画

江津市社会福祉法人監査実施要綱第8条の規定に基づき、令和7年度の社会福祉法人に対する指導監査の実施計画を次のとおり定める。

1 実施方針

社会福祉法人(以下「法人」という。)は、社会福祉事業の中心的な担い手として福祉サービスの供給の確保を図るとともに、地域社会への貢献や地域福祉を支える人材の育成を行うなど極めて公益性・非営利性が高い存在であることから社会的な信頼や期待も非常に大きい。

このことから、法人本部監査にあたっては、法人の自主性及び自立性を尊重しつつ、 社会福祉法等関係法令、厚生労働省通知、法人の定款及び諸規程の遵守とガバナンスの 確立による適正な法人運営が確保されているか、法人本部経費が適正に執行管理されて いるかに留意して指導監査を実施する。

この指導監査は、社会福祉法人指導監査要綱(平成 29 年 4 月 27 日付け厚生労働省三局長通知)の別紙として示されている「指導監査ガイドライン」に基づき行うものとする。

2 重点指導項目

- (1) 社会福祉法の改正に伴い、法人の経営組織のガバナンスの強化等が求められ、これら に適切に対応する必要があることから、次の事項に関する指導監査を基本としながら、 従前からの一般監査において特に指摘事項が多かった項目を重点指導項目として設定す る。
 - ① 組織運営関係
 - ア 定款及び諸規程の整備と運用
 - イ 適正な評議員・役員等の選任手続及び適正な理事会・評議員会運営の確保
 - ウ 監事監査機能の強化
 - ② 管理関係
 - ア 適切な人事管理・資産管理
 - イ 適正な会計処理
 - ウ 情報公開の推進 (義務付けられた情報の公開)
 - エ 役員等報酬等の支給状況の確認
- (2) より効率的で効果的な実地監査を実施するため、令和4年度まで法人が監査時に提出していた監査調書を法人の自主点検表と位置づけ点検の機会としていただくとともに、附属資料として、契約の状況の抽出等、実地で効率的に監査を実施するための補足資料(状況調査資料)を提出していただくこととする。

3 指導監査の対象法人、実施形態及び実施時期 指導監査の対象法人、実施形態及び実施時期については、別に定める。

4 監査調書等

- (1) 指導監査を実施するにあたっては、対象法人からあらかじめ次表に掲げる書類を提出していただき、別に定める監査調書により実地に監査することとする。
- (2) それぞれの書類の内容は別に定める。

種 別	法人から提出していただく書類
法人本部	・社会福祉法人自主点検表(【法人運営編】、【会計管理編】)
	· 社会福祉法人一般監査状況調査表
	・各種規程・諸帳簿等の整備状況確認表
	・社会福祉法人監査調書

5 その他

- (1) 江津市地域防災計画において浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設と定められた社会福祉施設に対して、避難確保計画の作成、避難訓練の実施及び避難訓練の報告が行われるよう促すこととする。
- (2) 介護施設・事業所や障がい福祉サービス事業所、児童福祉施設等に対して、災害発生時や感染症発生時における最低限度のサービス提供の維持のための、具体的な事業継続計画(BCP)の策定を促すこととする。
- (3) 児童福祉施設に対して、安全計画の策定等を促すこととする。